

平成30年7月12日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業**  
**「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」事業の評価（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

**I 事業概要等**

**1 実施の経緯及び事業の概要**

特許庁が実施する「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」については、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて特許庁は、官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

| 事 項   | 内 容                                                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要  | 特許庁に審査資料として整備された「公知資料」及び「外国意匠公報資料」の中から、我が国で登録された登録意匠の実施品や改良品など登録意匠と同一又は類似の意匠を抽出し、登録意匠を中心に「実施物」、「バリエーション」及び「類似」の3つのレベルにグルーピング化できるか否かという調査を行い、その調査結果を納入するもの。 |
| 契約期間  | 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間                                                                                                                                |
| 受託事業者 | 一般社団法人 日本デザイン保護協会                                                                                                                                          |
| 契約金額  | 2,550円（税抜）<br>※業務期間（平成28年4月1日から平成31年3月31日）3年間の1件当たりの単価                                                                                                     |
| 入札の状況 | 1者応札（説明会参加＝5者／予定価内＝1者）                                                                                                                                     |
| 事業の目的 | 民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することにより<br>当該事務の質の向上を図ること                                                                                                                |

|       |                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定の経緯 | 公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指して、平成24年度閣議決定された。 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## II 評価

### 1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

### 2 検討

#### (1) 評価方法について

特許庁から提出された平成28年4月から平成30年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、評価を行うものとする。

#### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

##### ① グルーピングレベルに該当する意匠の収集、関連情報の作成

| 確保すべきサービスの質                                                                                                | 実施状況                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>発注対象の各登録意匠について、調査対象資料を調査し、実施要項の別添資料2に示す基準に従って「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠を収集し、関連情報を作成すること。</p> | <p>適</p> <p>発注対象の各登録意匠に関する、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠の収集と関連情報を作成した。</p> <p>平成28年度 25,042件<br/>平成29年度 24,665件</p> <p>登録意匠に対して行われた、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルの判断は確実なものであった。</p> |

##### ② グルーピングレベルを付与した調査対象資料についての報告書の作成

| 確保すべきサービスの質                                                            | 実施状況                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した調査対象資料に対しては、その理由を適切に表した報告書を作成すること。</p> | <p>適</p> <p>調査対象資料に関し、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルを付与した理由についての報告書が作成された。</p> <p>平成28年度 約4,200件<br/>平成29年度 約3,700件</p> <p>また、納品された報告書は簡潔、かつ的確に要点がまとめられている。</p> |

③ 再納品

| 確保すべきサービスの質                                                                          | 実施状況                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>           ③ 再納品<br/>           ④ 事業スケジュール<br/>           ⑤ 事業スケジュール         </p> | <p>           ③ 再納品<br/>           ④ 事業スケジュール<br/>           ⑤ 事業スケジュール         </p> |

④ 事業スケジュール

| 確保すべきサービスの質                                                                          | 実施状況                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>           ③ 再納品<br/>           ④ 事業スケジュール<br/>           ⑤ 事業スケジュール         </p> | <p>           ③ 再納品<br/>           ④ 事業スケジュール<br/>           ⑤ 事業スケジュール         </p> |

以上のことから、確保すべきサービスの質については、すべて達成していると評価できる。

さらに、特許庁が納入物をチェックすることにより、簡潔かつ的確な報告書が作成され、事業が確実に実施されていること、また、その水準を確保していることが確認されていることから、事業が確実に実施されていると評価できる。

(3) 実施経費についての評価

本事業における実施経費は「登録された意匠の件数×1件当たりの単価」によって算出されることとなっており、件数は外部要因である出願数及び登録率によって変動することから、契約単価（税抜）を用いて従来経費と比較することとする。

|              | (従来)<br>24年度 | (1期目)<br>25年度<br>～27年度 | (2期目)<br>28年度<br>～30年度 | 従来と比較した<br>単価当たりの<br>削減額 | 削減率    |
|--------------|--------------|------------------------|------------------------|--------------------------|--------|
| 契約単価<br>(税抜) | 3,480 円      | 2,600 円                | 2,550 円                | 930 円                    | 26.7 % |

<経費削減額>

平成 28 年度及び 29 年度 合計調査件数 49,707 件

× 単価当たりの削減額 930 円÷2 年 = 23,113 千円

市場化テスト導入前と市場化テスト第2期目で比較すると、単年度当たり23,113千円の経費が削減されており、単価では930円が削減されている。単価当たりの削減率は26.7%である。

#### (4) 選定の際の課題に対応する改善

本事業の説明会に参加したものの応札しなかった事業者に対してヒアリングを行ったところ、その理由としては「グルーピングの判断が困難である」との意見が多数を占めており、これを受けて特許庁は、この問題を改善して参入しやすい環境を整えるべく様々な取り組みを行った。

市場化テスト第1期目では、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会の開催」、「落札した後に事業実施方法の研修を受けることができる仕組みの創設」、及び「評価項目の点数配分に関する組織の実績や経験が占める割合の軽減」を実施された。

市場化テスト第2期目では、第1期目の改善を維持しつつ、加えて、「グループによる入札参加の承認」、「納期の変更(3か月に1回)による、グルーピングの判断作業の時間的な観点からの緩和」、「競争参加資格の緩和」等を行ったものの、市場化テスト第1期目、第2期目ともに1者のみが応札するに至り、課題が残った。

#### (5) 業務の特殊性等

① 本事業の実施にあたっては、登録意匠の理解力、登録意匠と同一・類似する意匠を的確に選出・特定する能力、登録意匠と「公知資料」及び「外国意匠公報資料」を対比する能力、意匠の同一・類似に関する判断能力等が求められる。このことから、受託可能な事業者が限定される状況であり、現受託業者である「一般社団法人日本デザイン保護協会」がデザイン保護に関する事業に特化した業務を長年続けてきたことにより蓄積した経験やノウハウは、本事業で必要とされる登録意匠の理解力、登録意匠と同一・類似する意匠を的確に選出特定する能力、登録意匠と「公知資料」及び「外国意匠公報資料」を対比する能力、意匠の同一・類似に関する判断能力等に対応できるものとなっているが、このような能力を備えている事業者は現在のところ見当たらず、その結果、他の事業者による応札は極めて困難な状況である。

② 本事業の説明会に参加したものの応札しなかった事業者に対してヒアリングを行ったところ、その理由としては「グルーピングの判断が困難である」との意見が多数を占めている。

本事業は、登録意匠と同一又は類似の意匠を審査用資料から抽出し、登録意匠とグループ化(グルーピング)することが根幹であり、グルーピングの判断作業を無くすことはできず、審査資料として使用する資料をグルーピングする作業であるためグルーピングの精度をさげることはできない。また、事業を分割しても、グルーピングの判断作業は避けることができず根本的な解決にはならない。これらのことから受託可能な事業者が極めて、限定されている現状があらためて確認された。

## (6) 競争性改善のための取組

競争性改善の取組みについては、以下の3点が認められる。

- ① 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」に規定している各ポイントの改善のため、以下のような改善を試みていること

- ・ 入札実施要項の「従来の実施状況に関する情報の開示」の記載内容について「従来の実施に要した人員」の情報を可能な限り詳細に開示すべきとのご指摘に対応して、より詳細な情報を入札実施要項に明記した。

- ・ 評価項目の点数配分について、組織の実績が占める割合を軽減してはどうかとのご指摘に対応して、組織の実績に関する配点を市場化テスト導入前と比較して減少させた。

- ・ 新規参入者が参入しやすいように、落札した後に事業実施方法の研修を受けることができるような仕組みが作れないかとのご指摘に対応して、事業者が落札決定後の準備期間に、事業の実施方法に関する研修を求めた場合は、支援を行うことを入札実施要項に明記した。

- ② 説明会の開催やグルーピングの事例説明を試みていること。

- ③ 入札参加が期待される者へ広報を実施し、入札参加者の拡大を試みていること。

## (7) 評価のまとめ

本事業において確保されるべき公共サービスの質の目標は、平成28年度、平成29年度の2か年とも、いずれも達成され、事業が確実かつ適切に実施されていると評価できる。

また、実施経費についても、単年度当たり23,113千円の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価できる。

一方、前回に引き続き、今回の応札においても一者応札であった。本事業の説明会に参加したものの応札しなかった事業者に対してヒアリングを行ったところ、その理由としては「グルーピングの判断が困難である」との意見が多数を占めており、これを受けて特許庁は、この問題を改善して参入しやすい環境を整えるべく様々な取り組みを行った。

市場化テスト第1期目では、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会の開催」、「落札した後に事業実施方法の研修を受けることができる仕組みの創設」、及び「評価項目の点数配分に関する組織の実績や経験が占める割合の軽減」を実施された。

市場化テスト第2期目では、第1期目の改善を維持しつつ、加えて、「グループによる入札参加の承認」、「納期の変更（3か月に1回）による、グルーピングの判断作業の時間的な観点からの緩和」、「競争参加資格の緩和」等を行ったものの、市場化テスト第1期目、第2期目ともに1者応札となった。

本事業は、登録意匠と同一又は類似の意匠を審査用資料から抽出し、登録意匠とグループ化（グルーピング）することが根幹であり、グルーピングの判断作業を無くすことはできず、審査資料として使用する資料をグルーピングする作業であるためグルーピングの精度をさげることはできない。また、事業を分割しても、グルーピングの判断作業は避けることができず根本的な解決にはならない。これらのことから受託可能な事業者が極めて、限定されている現状があらためて確認された。

以上のとおり、競争性において課題が残るため、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。また、本件は受託可能な事業者が極めて限定されるものの、引き続き事業実施主体（特許庁）には競争性改善のための取組を求めたい。

## （８） 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が２期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ・ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ・ 従来経費からは単価当たり２６．７％の経費が削減された。
- ・ 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ・ 入札において、１者の応札であり、競争性に課題が残っている。

以上のことから、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

本事業については、（４）に記載の改善策を実施し、（６）に記載の競争性改善のための取組を講じてきたが、競争性の確保には至らなかった。（５）に記載の業務の特殊性等はこれら入札の改善策では対応が困難であり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

このため、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ.1.(2)に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、特許庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

なお、今後の契約の状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもある。

平成 30 年 7 月 3 日

特許庁

民間競争入札実施事業

「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」の実施状況  
(平成 28 年度・平成 29 年度)

I 事業の概要

1. 業務内容

本事業は年々増加する意匠審査資料について、相互に密接な関係にある資料をグループ化することにより、審査時の調査効率を高め、迅速、かつ的確な意匠権設定を継続的に行うことを可能にするものである。審査資料として整備した「公知資料」及び「外国意匠公報資料」の中から、我が国で登録した登録意匠の実施品や改良品など、登録意匠と同一又は類似の意匠を抽出し、これらを、登録意匠を中心にグループ化（「実施物：登録意匠と権利者が同一で形態も同一の審査資料」、「バリエーション：登録意匠と権利者が別又は不明で形態が同一の審査資料」、「類似：登録意匠と権利者は不問で形態が類似の審査資料」の3つのレベル）できるか否かという調査を行い、その調査結果を納入するものである。

2. 期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3. 事業者

一般社団法人 日本デザイン保護協会

4. 事業者決定の経緯

平成 28 年 1 月に、入札参加者 1 者から提出された提案書について審査した結果、必須項目の基準を満たしており合格となった。その後、平成 28 年 2 月 12 日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式に則り上記事業者が落札者となった。

II 確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び評価

1. 業務の実施状況

(1) グルーピングレベルに該当する意匠の調査、関連情報の作成

平成 28 年度は、発注対象の各登録意匠に関する、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルに該当する意匠の調査と関連情報の作成を、25,042 件行い、平成 29 年度は 24,665 件行った。

また、登録意匠に対して行われた、「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグルーピングレベルの判断は確実なものであった。

## (2) グループingleレベルを付与した調査対象資料についての報告書の作成

調査対象資料に関し、「バリエーション」、「類似」のグループingleレベルを付与した理由についての報告書が、平成28年4月から平成29年3月までの間に約4,200件作成され、また平成29年4月から平成30年3月までの間に約3,700件作成された。

また、納品された報告書は簡潔、かつ的確に要点がまとめられていた。

## (3) 再納入

相関情報及び報告書の納入後、平成29年度の第2回の納入において3件の誤りがあったため、この3件について誤りを修正し、再度納入を行った。その他の回の納入においては、誤りはなかった。

## (4) 事業スケジュール

特許庁の公表する意匠審査スケジュールに合わせた事業スケジュールが厳守された。

## (5) 納入物確認結果

特許庁意匠課においては、事業者による納入物をチェックし、登録意匠に対し行われた「実施物」、「バリエーション」、「類似」のグループingleレベルの判断が確実なものであることを確認した。また、「バリエーション」、「類似」のグループingleレベルを付与した理由について、簡潔、かつ的確に記載された報告書の作成が行われ、事業の確実な実施が行われ、事業者に求められる水準に達していることを確認した。

## 2. 評価

事業者による成果物に確保されるべき質についてはすべて達成されており、三か月に一度の納入物の確認結果から、事業が確実に実施されていると評価できる。

## III 実施経費の状況及び評価

### 1. 実施に要した経費

#### ■市場化テスト第二期目

| ■平成29年度 | 単価（税抜） | 納品件数    | 合計金額        |
|---------|--------|---------|-------------|
|         | 2,550円 | 24,665件 | 62,895,750円 |
| ■平成28年度 | 単価（税抜） | 納品件数    | 合計金額        |
|         | 2,550円 | 25,042件 | 63,857,100円 |

■従来経費（市場化テスト第一期目）

| ■平成27年度 | 単価（税抜） | 納品件数    | 合計金額        |
|---------|--------|---------|-------------|
|         | 2,600円 | 26,427件 | 68,710,200円 |

| ■平成26年度 | 単価（税抜） | 納品件数    | 合計金額        |
|---------|--------|---------|-------------|
|         | 2,600円 | 27,133件 | 70,545,800円 |

| ■平成25年度 | 単価（税抜） | 納品件数    | 合計金額        |
|---------|--------|---------|-------------|
|         | 2,600円 | 24,957件 | 64,888,200円 |

■平成24年度（市場化テスト導入前）

| 単価（税抜） | 納品件数    | 合計金額        |
|--------|---------|-------------|
| 3,480円 | 25,673件 | 89,342,040円 |

<経費削減状況>

契約単価（税抜）当たりの削減額は市場化テスト導入前の従来契約単価（税抜）と比べて930円となる。

平成28年度及び平成29年度合計調査件数49,707件×単価当たり削減額930円÷2＝23,113,755円

すなわち、民間競争入札前の契約単価（平成24年度）と比較して、単年度当たり約23,113,755円の経費が削減されている。

2. 評価

経費削減額の評価については、納品件数が年度によって異なることから、税抜単価の比較により評価を行うこととする。市場化テスト導入前の従来税抜単価3,480円（平成24年度）と比較すると、平成28年度、平成29年度の税抜単価は2,550円であり、税抜単価として930円（▲26.7%）、単年度当たり23,113,755円の経費削減が図られており、効率的な業務運営がなされている。

IV 評価のまとめ

確保されるべき質についてはすべて達成しており、納入物確認結果からも事業が確実に実施されていると評価できる。

また、従来経費（平成24年度）より、税抜単価において930円（▲26.7%）、単年度当たり23,113,755円の削減が図られており、効率的な業務運営がなされている点が評価できる。

## V 今後の事業

市場化テストの第2期目にあたり、事業は良好に実施されているが、1者応札であった。

本事業の説明会に参加したものの応札しなかった事業者に対してヒアリングを行ったところ、その理由としては「グルーピングの判断が困難である」との意見が多数を占めていた。そのため、この問題を改善して参入しやすい環境を整えるべく様々な取り組みを行った。

市場化テスト第1期目では、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会の開催」、「落札した後に事業実施方法の研修を受けることができる仕組みの創設」、及び「評価項目の点数配分に関する組織の実績や経験が占める割合の軽減」を実施した。

市場化テスト第2期目では、第1期目の改善を維持しつつ、さらに「グループによる入札参加の承認」、「納期の変更（3か月に1回）による、グルーピングの判断作業の時間的な観点からの緩和」、「競争参加資格の緩和」等を行ったものの、市場化テスト第1期目、第2期目ともに1者応札となった。

本事業は、登録意匠と同一又は類似の意匠を審査用資料から抽出し、登録意匠とグループ化（グルーピング）することが根幹であり、グルーピングの判断作業を無くすことはできず、審査資料として使用する資料をグルーピングする作業であるためグルーピングの精度をさげることはできない。また、事業を分割しても、グルーピングの判断作業は避けることができず根本的な解決にはならない。これらのことから受託可能な事業者が極めて、限定されている現状があらためて確認された。

このような状況ではあるが、今後とも、少しでも新規参入者が参入しやすい環境を醸成するために、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会」を続け、入札説明会参加者に対するヒアリングを行い、事業の改善に努めてまいりたい。

(了)

(別紙2) 自己チェック資料

平成30年7月3日  
特許庁審査第一部意匠課

民間競争入札実施事業  
「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」  
の自己チェック資料

① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

市場化テスト導入時に開催された第1期目の官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）において、競争性改善に関する以下の3点のご指摘を受け、それぞれ対応を行った。

- (1) 入札実施要項の「従来の実施状況に関する情報の開示」の記載内容について  
「従来の実施に要した人員」の情報を可能な限り詳細に開示すべきとのご指摘に対応して、より詳細な情報を入札実施要項に明記した。
- (2) 評価項目の点数配分について、組織の実績が占める割合を軽減してはどうかとのご指摘に対応して、組織の実績に関する配点を市場化テスト導入前と比較して減少させた。
- (3) 新規参入者が参入しやすいように、落札した後に事業実施方法の研修を受けられることができるような仕組みが作れないかとのご指摘に対応して、事業者が落札決定後の準備期間に、事業の実施方法に関する研修を求めた場合は、支援を行うことを入札実施要項に明記した。

なお、第2期目の監理委員会では、入札実施要項に反映するようなご指摘はなく、特許庁からの入札実施要項の改善提案について了承をいただいた。

## ② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

### 【事業の概要について】

本事業は年々増加する意匠審査資料について、相互に密接な関係にある資料をグループ化することにより、審査時の調査効率を高め、迅速、かつ的確な意匠権設定を継続的に行うことを可能にするものである。審査資料として整備した「公知資料」及び「外国意匠公報資料」の中から、我が国で登録した登録意匠の実施品や改良品など、登録意匠と同一又は類似の意匠を抽出し、これらの登録意匠を中心としてグループ化（以下「グルーピング」という。）する事業である。グループ化は登録意匠との関係性により3つのレベル（「実施物：登録意匠と権利者が同一で形態も同一の審査資料」、「バリエーション：登録意匠と権利者が別又は不明で形態が同一の審査資料」、「類似：登録意匠と権利者は不問で形態が類似の審査資料」）で行われる。本事業の実施にあたっては、登録意匠の理解力、登録意匠と同一・類似する意匠を的確に選出・特定する能力、登録意匠と「公知資料」及び「外国意匠公報資料」を対比する能力、意匠の同一・類似に関する判断能力等が求められる。

### 【事業者について】

本事業は平成17年度から開始し、一貫して、一般社団法人日本デザイン保護協会（昭和40年「全国デザイン保護期間連合会」として設立。）が受託している。

### 【入札方法について】

入札方法は、平成17年度から平成19年度までは公募随意契約、平成20年度から平成24年度は一般競争入札（総合評価落札方式）、平成25年度から平成28年度は公サ法による民間競争入札（総合評価落札方式）である。

### 【事業の改善内容について】

本事業の説明会に参加したものの応札しなかった事業者に対してヒアリングを行ったところ、その理由としては「グルーピングの判断が困難である」との意見が多数を占めていた。そのため、この問題を改善して参入しやすい環境を整えるべく様々な取り組みを行った。

市場化テスト第1期目では、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会の開催」、「落札した後に事業実施方法の研修を受けることができる仕組みの創設」、及び「評価項目の点数配分に関する組織の実績や経験が占める割合の軽減」を実施した。

市場化テスト第2期目では、第1期目の改善を維持しつつ、さらに「グループによる入札参加の承認」、「納期の変更（2か月に1回から3か月に1回）によるグルーピングの判断作業の時間的な観点からの緩和」、「競争参加資格の緩和」等を行ったものの、市場化テスト第1期目と同様に第2期目も1者応札となった。

#### 【受託可能な事業者が限定される現状について】

本事業は、登録意匠と同一又は類似の意匠を審査用資料から抽出し、登録意匠とグルーピングすることが根幹であり、グルーピングの判断作業を無くすことはできず、審査資料として使用する資料をグルーピングする事業であるため、グルーピングの精度をさげることはできない。また、事業を分割しても、グルーピングの判断作業は避けることができず根本的な解決にはならない。これらのことから、受託可能な事業者が極めて限定されている現状が改めて確認された。

#### 【受託事業者の優位性について】

これまで1者応札として受託している、一般社団法人日本デザイン保護協会は、1965年（昭和40年）に任意団体「全国デザイン保護機関連合会」として設立。その後、産業界のデザイン保護の重要性の意識の高まりを背景に、デザイン保護に熱心な企業等を会員とし、1988年（昭和63年）に「社団法人日本デザイン保護協会」に改組。2013年（平成25年）に「一般社団法人日本デザイン保護協会」に移行している。主な事業としては、デザインに関する資料の収集・加工及び提供事業（意匠権調査、意匠マップの作成、意匠公報等の整備、デザイン関係資料の閲覧サービス、会員へのデザイン・意匠に関する諸情報の提供）、デザインの保護及び利用に関する調査・研究事業（意匠研究会、デザインに関する判決の調査・研究）等、デザイン保護に関する事業に特化した業務を長年続けている。このようにデザイン保護に関する事業に特化した業務を長年続けている事業者は他に見当たらない。また意匠の審査業務に長年従事した専門家を専従者として配置しており、デザイン保護に関する資料収集や研究事業に対応できる専門家集団を形成している。当協会がデザイン保護に関する事業に特化した業務を長年続けてきたことにより蓄積した経験やノウハウは、本事業で必要とされる登録意匠の理解力、登録意匠と同一・類似する意匠を的確に選出特定する能力、登録意匠と「公知資料」及び「外国意匠公報資料」を対比する能力、意匠の同一・類似に関する判断能力等に対応できるものとなっている。このような能力を備えている事業者は現在のところ見当たらず、その結果、他の事業者による応札は極めて困難な状況である。

#### 【今後について】

このような状況ではあるものの、今後とも、少しでも新規参入者が参入しやすい環境を醸成するために、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会」を続け、入札説明会参加者に対するヒアリングを行い、事業の改善に努めてまいりたい。